

公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和8年10月5日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 工事の概要

(1) 工 事 名 市道日光2号線無名橋(212号橋)修繕工事(補助)

(2) 工事場所 鳥取市 気高町日光 地内

(3) 工事内容 劣化により対策を要する橋梁を修繕するもの

(4) 工事概要

市道日光2号線 無名橋(212号橋)

(単純PC床版橋 橋長12.6m 幅員4.0m)

(下部工)

ひび割れ補修工 内圧充填接合補強工法

$L = 103.9\text{ m}$

断面修復工

$V = 0.013\text{ m}^3$

モルタル充填工

$V = 0.93\text{ m}^3$

仮設工

一式

(5) 工 期 契約締結の日から令和9年3月10日まで

(6) 予定価格 金8,572,000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

(7) 支払条件 契約による

2 技術資料等の提出ができる者

本工事にかかる指名は、入札参加希望者から提出された技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)に基づいて決定するものとし、技術資料等の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可のうち、同法別表第1に規定する土木工事業の許可を受けている者であること。

(3) 鳥取市内に本社を有する者であること。

(4) 3の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日(以下「提出締切日」という。)に

において、建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続について（令和 6 年鳥取市告示第 6 2 5 号）に基づく土木一式工事（一般）の入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者であること。

（5）提出締切日において、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱（平成 1 7 年 1 月 2 6 日制定）に基づき、土木一式工事（一般）の C 等級に格付されている者であること。

（6）この公告の日から追って通知する本件入札の日（以下「入札日」という。）までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 2 5 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

（7）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第 2 7 条の 2 3 の規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、提出締切日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

（8）他の入札参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

ア 資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係 次のいずれかに該当する関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

（9）過去 1 0 年間に、国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等が発注した「ひび割れ注入工による橋梁修繕工事」の同種工事を元請（共同企業体として受注した場合にあつては、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 2 0 パーセント以上の場合に限るものとする。）として施工した実績を有する者であること。

（10）本件工事期間中、次に掲げる基準を満たす者を主任技術者として専任で配置できる者であること。

なお、建設業法第 2 6 条第 3 項の規定に該当する場合は、鳥取県通知「建設工事に

おける配置技術者等の適正な運用について」(令和6年7月2日改正)を準用するものとする。

(ア) 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士(種目が土木であるもの)を有する者

(イ) 技術資料等の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

本件工事の技術資料等作成要領は、鳥取市公式ウェブサイト

(<https://www.city.tottori.lg.jp> 以下「市公式サイト」という。)に掲載するとともに、希望する事業者には次のとおり直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

この公告の日から令和8年10月16日までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 交付場所

鳥取市気高町浜村282番地1

鳥取市都市整備部鳥取西地域工事事務所(鳥取市気高町総合支所2階)

問合せ先電話 0857-30-8679

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。なお、技術資料等の提出は入札参加希望を確認するためであり、それにより指名を保証するものではない。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

(1) のイに同じ。

ウ 提出方法

1部を持参又は郵送による。(詳細は技術資料等作成要領を参照のこと。)

(3) 技術資料作成等に関する質問及び回答

ア 技術資料等作成に関する質問は、提出締切日の前日から起算して、4日前(当日が休日等にあたるときは5日前とする。)の午後5時15分までに、ファクシミリにより提出することができる。

FAX番号 0857-82-1067(鳥取西地域工事事務所)

イ アの質問に対する回答は、提出締切日の前日から起算して2日前の午後5時15分

までに、市公式サイトに掲載する。

4 設計図書について

(1) 設計図書の閲覧期間、時間及び場所

3の(1)に同じ。

なお、工事内容に関する説明会は行わない。

(2) 設計図書に関する質問及び回答

ア 設計図書に対する質問は、入札日の前日から起算して5日前（当日が休日等にあたる場合は6日前とする。）の午後5時15分までに、鳥取市総務部検査契約課に対し所定書式により作成した質問書をファクシミリにより提出することができる。

FAX番号 0857-20-3948（検査契約課）

イ アの質問に対する回答は、入札日の前日から起算して4日前の午後5時15分までに、鳥取市総務部検査契約課より指名通知者全員にファクシミリにより通知する。

5 競争入札参加者の指名等

(1) 入札について

入札参加者の指名から落札者の決定までの手続きは電子入札システムを使用して行うため、本件入札への参加を希望する者は、令和8年10月23日までに鳥取市電子入札システムの利用者登録を完了させておくこと。やむを得ない理由により書面での入札を希望する場合は、鳥取市建設工事等電子入札実施要綱の規定に従い、書面参加の手続きを行うこと。

(2) 指名について

技術資料等の提出者を入札参加希望者とみなし、建設業者指名審査委員会による審査を経て指名候補者を選定した後、競争入札参加者を指名する。

(3) 指名候補としなかった場合

前号において指名候補としなかった技術資料等提出者に対しては、指名しなかったこと及びその理由（以下「非指名理由」という。）を、書面により別途通知する。

この場合、当該通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができるものとする。

市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(4) (2)の審査委員会で指名候補者を選定した後においても、2に示す入札参加資格を有しないこととなった場合は指名しないことがある。

6 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市都市整備部鳥取西地域工事事務所（電

話 0857-30-8679)とし、指名通知等入札実施にかかる窓口を同総務部検査契約課とする。

- (2) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。
- (3) 提出された技術資料等は、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- (4) 技術資料等提出期間中に本公告等に関して緊急の連絡を行う場合は、市公式サイト内鳥取西地域工事事務所の項目等にて公表するものとする。